

教職員の懲戒処分等について

令和元年6月14日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県東部 公立小学校 教諭 (39歳)	停職 1月	平成28年度から平成29年度の8月までの間、有志で開催した複数回の酒席の場において、2名の女性職員に対し、腿や二の腕等に触れたことにより、不快感や嫌悪感を与えた。 また、このうち1名に対しては、SNSを通じて性的な内容のメッセージを送る等の行為を行ったことにより、不快感を与えた。 さらに、平成29年9月に、校長から女性職員への言動等に気を付けるよう指導を受けていたにもかかわらず、同年12月の酒席の場において、1名の女性職員に対し、腿や腹に触れるとともに、性的な発言を行ったことにより、不快感や嫌悪感を与えるという行為を繰り返した。 これらの行為は、セクシュアル・ハラスメントに該当し、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。
尾道市内 公立小学校 教諭 (29歳)	戒告	平成28年度から平成30年度までの3年間、担任する学級のテストの一部を実施せず、あるいは採点や返却等の処理を行わず、未返却のワークブックや作品等とともに教室等に長期間放置した。 また、平成30年度、県内で同様の事案が生じた際、校内研修で指導を受けたにもかかわらず、テスト等を長期間放置している事実を管理職に報告することなく、その後もテストを実施しない等の行為を繰り返した。 これらの行為は、教員としての職務を怠ったものであり、また、その職の信用を著しく損なうものとして、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。

※ 上記の関係校校長については、所属職員に対する指導・監督が不十分であったため、訓告の措置を講ずるよう、令和元年6月14日付けで、当該教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長

(電話) 082-513-4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp